

2026年度 版

教職の手引き 保健師の手引き

2026年度入学者用



国際医療福祉大学
小田原保健医療学部

国際医療福祉大学大学院

目次

学部生用ガイドマップ 養護教諭免許状・保健師免許取得への道

大学院生・科目等履修生用ガイドマップ 養護教諭免許状取得への道

I 養護教諭編

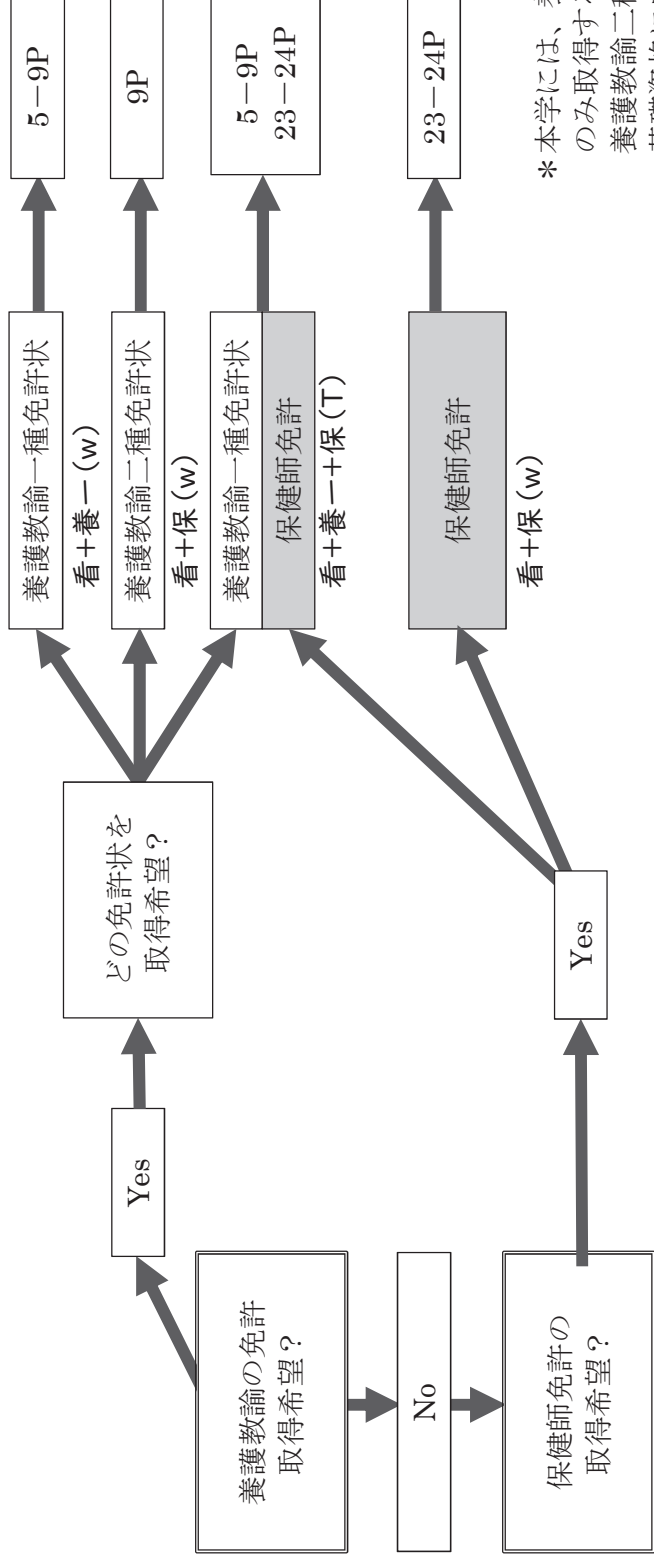
ディプロマ・ポリシー	1
カリキュラム・ポリシー	2
アドミッション・ポリシー	3
1. 養護教諭とは、養護教諭の職務とは	4
2. 養護教諭の免許状制度の概要	4
3. 本学部看護学科で取得する養護教諭一種免許状	5
1) 教職課程の選択時期	5
2) 教職（養護教諭）課程に関する履修モデル	6
3) 教職として履修しなければならない科目と単位	6
4) 養護実習	9
5) 教職実践演習	9
4. 本学部保健師課程で取得する養護教諭二種免許状	9
5. 本学大学院及び科目等履修生で取得する養護教諭免許状について	10
1) 養護教諭一種免許状を所有している場合	10
2) 保健師免許を基礎資格にした養護教諭二種免許状を所有している場合	10
3) (大学を卒業し) 看護師免許のみを所有している場合	10
6. 相談先及び関係機関	12
1) 学部の教職（養護教諭）課程に関する相談	12
2) 大学院の教職（養護教諭）課程に関する相談	12
3) 養護教諭免許状の申請及び履修科目に関する相談	12
7. 養護教諭への就職	12
8. 国際医療福祉大学教育職員（養護教諭一種、養護教諭専修）免許状課程履修規程	13
参考資料「科目等履修生」募集要項	15
申込手続資料	17
提出書類見本	19

II 保健師編

1. 保健師とは、保健師の業務とは	23
2. 保健師の免許制度について	23
3. 保健師履修コースについて	24
1) 保健師履修コースの選抜について	24
2) 履修に要する費用について	24
3) 保健師国家試験受験資格・養護教諭免許状を得るために履修しなければならない科目	25

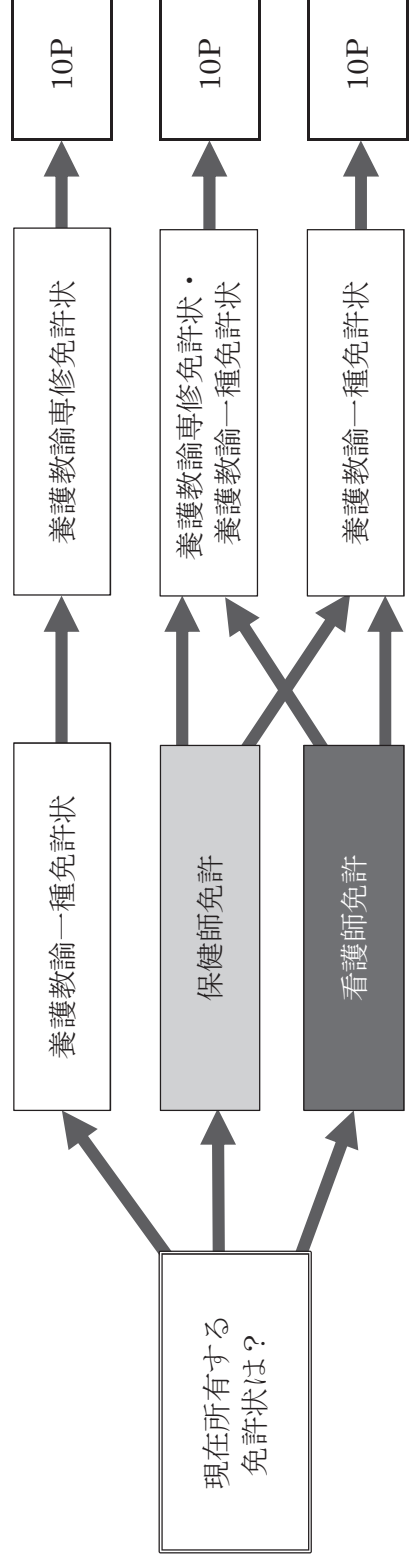
4) 公衆衛生看護学実習について	29
4. 保健師の国家試験について.....	29
1) 受験申請.....	29
2) 受験票	29
3) 国家試験の実施.....	29
4) 合格発表.....	29
5) 合格通知.....	29
5. 保健師免許の申請について.....	29
6. 保健師免許取得後、申請することで取得できる資格	29
1) 第一種衛生管理者	29
2) 養護教諭二種免許状.....	30
7. 相談先.....	30
1) 保健師履修について聞きたい	30
2) 履修費用、選抜方法について聞きたい	30
3) 保健師の国家試験について聞きたい.....	30
4) 保健師免許の申請について聞きたい.....	30
5) 衛生管理者免許の申請について聞きたい.....	30
6) 養護教諭免許状の申請について聞きたい.....	30
8. 保健師の就職について.....	30
1) 保健所、市町村保健センターなど行政の保健師をめざす場合	30
2) 企業の保健師をめざす場合	30

学部生用ガイドマップ 養護教諭免許・保健師免許取得への道



* 本学には、養護教諭二種免許状のみ取得する課程はない。
養護教諭二種免許状は保健師を基礎資格に申請する。

大学院生・科目等履修生用ガイドマップ 養護教諭免許取得への道



養護教諭編

教職課程 3 ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科・大学院看護学分野では、所定の単位を修得し、次に掲げる教職課程の特性を考慮したディプロマ・ポリシーを達成した学生に対して、看護学科では養護教諭一種免許取得、大学院では養護教諭専修免許取得の申請を認める。

DP1：教職を目指すものとして幅広い教養と豊かな感性を養い、社会的責務と使命感を自覚し、養護教諭としての資質・能力を身につけている。

DP2：学校教育と教育課程の意義を理解し、実情に合わせたカリキュラムマネジメントを行うための基礎知識を身につけている。

DP3：児童及び生徒の教育的課題を解決する養護実践に必要な基礎的な知識・技術・態度、組織的に対応できる能力の基礎を身につけている。

DP4：養護教諭としての養護実践力ならびに資質・能力を向上させる自己研鑽を積む姿勢を身につけている。

DP（大学院）：養護教諭専修免許状を授与するにふさわしい学識を有し、質の高い学校保健の実践を通じてわが国の初等中等教育の発展に貢献できる能力ならびに能力向上に向けて不断の研鑽を積む意欲を身につけている。

カリキュラム・ポリシー

CP1:幅広い教養と豊かな感性を養い、教育の理念と基本的概念・教職の意義を理解し、養護教諭としての基礎知識と資質・能力を身につけるための科目を設定する。

CP2:学校教育に関する社会的、制度的な基礎知識、教育課程の意義と編成ならびに実情に合わせたカリキュラムマネジメントを行う基礎知識を身につけるための科目を設定する。

CP3:児童及び生徒の各発達段階における心理的特性を踏まえ教育的課題と多様なニーズを査定し、養護活動を実践するための知識・技術・態度、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応できる能力の基礎を身につけるための科目を設定する。

CP4:児童及び生徒個々の教育課題とニーズを理解し、養護活動を計画・実施・評価・改善するための実践力及び、養護教諭としての資質と能力を向上させるための自己開発の方法と自己研鑽を積む姿勢を身につけるための科目を設定する。

CP(大学院):国際医療福祉大学大学院の定める養護教諭専修免許状申請に必要な科目を設定する。

アドミッション・ポリシー

児童及び生徒のもつ諸課題に広く関心をもち、将来、養護教諭として児童及び生徒の学習活動の支援に携わる意向をもっている人

看護学の専門性を基盤とし、さらに養護実践に必要な専門知識・技術・態度の修得に意欲がある人

対人関係を構築するための基本的なコミュニケーション能力を有する人

常に自己成長を目指す姿勢をもっている人

(大学院) 養護教諭専修免許状取得を希望する場合は、看護師の資格を有し、質の高い学校保健の実践に必要な専門知識の修得に意欲を持つ人

I 養護教諭編

1. 養護教諭とは、養護教諭の職務とは

養護教諭は、教育職員免許法に基づく免許状を有する教育職員です。学校保健安全法第7条では「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする」と規定されています。その（学校の）保健室を活動拠点とし、学校保健活動の中心的役割を担うのが養護教諭です。

養護教諭の職務は、学校教育法において「児童（生徒）の養護をつかさどる」と規定されています。平成20年中央教育審議会答申では、その職務は保健管理・保健教育・健康相談（活動）・保健室経営・保健組織活動の5つに分類されています。また、令和元年中央教育審議会答申では、多様な健康課題に対応し、学校全体の安全・安心を支える専門職であることが示されています。

2. 養護教諭の免許状制度の概要

養護教諭の免許状は、教育職員免許法に基づき、大学等で定められた課程を履修し、所定の単位を修得した上で申請することにより取得できます。平成29年の法改正により免許更新制は廃止されました。養護教諭免許状には以下の3種類があります。

1) 養護教諭二種免許状

短期大学卒業程度の学力を基礎とし、保健師免許を基礎資格として申請する場合に取得可能です（教育職員免許法第5条第2項）。

2) 養護教諭一種免許状

四年制大学卒業程度の学力を基礎とし、大学で養護教諭課程を履修することで取得可能です（教育職員免許法第5条第1項）。

3) 養護教諭専修免許状

大学院修士課程修了程度の学力を基礎とし、大学院で定められた課程を履修することで取得可能です（教育職員免許法第5条第3項）。

<<採用に関する留意点>>

- （公立学校）採用試験基準は、各自治体（都道府県教育委員会及び政令指定都市）によって異なります。
- 一般的に上級免許状を持つほうが有利とされますが、二種免許状でも採用される場合があります。
- 実際に学校で養護教諭として勤務している場合は、二種免許状を基礎に職務を遂行しながら、将来的に一種免許状を取得するよう自己研鑽を続けることが求められます。これは、教育職員免許法第9条の5において「教育職員で、その有する担当の免許状が二種免許状である者は、相当の一種免許状の授与を受けるよう努めなければならない」と規定されていることに基づきます。

<<本学での取得可能免許>>

○国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科では、所定の課程を修めることで養護教諭一種免許状および養護教諭二種免許状（保健師免許を基礎資格とする）を取得できます。

○国際医療福祉大学大学院では、所定の課程を修めることで養護教諭専修免許状を取得できます。

なお、国際医療福祉大学の他キャンパス保健医療学部看護学科（大田原キャンパス）、成田看護学部看護学科（成田キャンパス）には教職（養護教諭）課程は設置されていません。養護教諭免許状の取得を希望する場合は、小田原保健医療学部看護学科または大学院で所定の課程を履修する必要があります。

3. 本学部看護学科で取得する養護教諭一種免許状

1) 教職課程の選択時期

養護教諭一種免許状取得を目指す学生は、**入学時点で教職課程を選択し、1年次から計画的に履修を進めることが不可欠です。**

その理由は次のとおりです。

○1年次から専門科目が始まるため

看護学科では1年次から専門基礎科目（例：解剖学）や専門科目（例：基礎看護学）が始まり、履修計画が早期に固定されます。

○卒業要件に看護師国家試験受験資格が含まれるため

看護師国家試験受験資格の取得が卒業要件となっており、必修科目が多いです。

○3年次以降に保健師国家試験関連科目が始まるため

保健師免許取得も希望する場合は、3年次から保健師国家試験受験資格に関わる科目も加わり、履修の負担がさらに増えます。

なお、教職（養護教諭）課程の履修は選択制とし、入学後履修希望調査を行い、場合によっては選考の上、履修者を決定します。

<<申請手続きについて>>

・本学部で教職課程を履修し単位を修得した場合は、卒業時に大学が一括申請をします。

2) 教職（養護教諭）課程に関する履修モデル

（必修科目のみ表記。別表による配当年次該当学年全てに科目名を表記。単位を修得すれば、その後の学年でその科目を履修する必要はない）

	総合教育	専門基礎	専門
1年次	法学・健康科学理論・健康科学実践・英語B-12・データリテラシー・データサイエンスとAIの基礎（別表2） 教育学（別表4）	教職入門・発達心理学・特別支援教育概論・教育課程論（別表4） 公衆衛生学・臨床心理学概論・栄養学・解剖学ⅠⅡ・生理学ⅠⅡ・微生物学（別表5）	看護コミュニケーション論（別表3） 公衆衛生看護学概論・看護学原論・看護援助論ⅠⅡ・看護過程展開論・基礎看護学実習Ⅰ（別表5）
2年次	法学・健康科学理論・健康科学実践（別表2） 教育学（別表4）	解剖学 生理学演習（別表3） 発達心理学・特別支援教育概論・教育課程論・道德教育の理論と実践・特別活動及び総合的な学習の時間の基礎・教育方法論・生徒指導論・教育相談の基礎と方法（別表4） 養護概説・疫学・薬理学・病理学・救急医学（別表5）	小児看護学概論・健康教育 保健指導論・精神看護学概論・精神看護学方法論・基礎看護学実習Ⅱ（別表5）
3年次	法学・健康科学理論・健康科学実践（別表2）	道德教育の理論と実践・特別活動及び総合的な学習の時間の基礎・教育方法論・生徒指導論・教育相談の基礎と方法（別表4） 養護概説・救急医学（別表5）	ヘルスアセスメント論・成人看護学方法論Ⅱ・小児看護学実習（別表5）
4年次	法学・健康科学理論・健康科学実践（別表2）	教職実践演習（別表4）	養護実習（別表4）

3) 教職として履修しなければならない科目と単位

養護教諭一種免許状を取得するためには、教育職員免許法および施行規則に基づき、以下の4区分に分かれた科目を履修し、合計64単位以上を修得する必要があります。

- 教育の基礎的理解に関する科目等（21単位）
- 養護に関する科目（28単位）
- 大学が独自に設定する科目（7単位）
- 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位）

本学では、これらに加えて一部科目を拡充しており、合計67単位を履修することで、法定単位数を満たすように設計されています（別表1）。なお、「大学が独自に設定する科目」には、「養護に関する科目」のうち法定単位数を超えた分を充当することが可能です。履修方法は本学の定めに従ってください。

詳しい科目名や配当年次については、別表2～5を参照してください。

別表1 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 教育職員免許法等に定める基礎資格及び科目ごとの最低単位数と本学規程

根拠	基礎資格	科目ごとの最低単位数			
		教育の基礎的理解に関する科目等	養護に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に定める科目
教育職員免許法等	学士の学位を有すること	21	28	7	8
合 計		64			
本学規程	学士の学位を有すること	21	36	2	8
合 計		67			

【注】「大学が独自に設定する科目」には、「養護に関する科目」のうち、最低単位数を超えた分を充当できるため、本学が定める履修方法で、免許法等で定める最低単位数を充足する。

別表2 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数
日本国憲法	2	法学	総合教育	1・2・3・4	必修	2
体育	2	健康科学理論	総合教育	1・2・3・4	必修	1
		健康科学実践	総合教育	1・2・3・4	必修	1
外国語コミュニケーション	2	英語B-1(聴解・発話基礎)	総合教育	1	必修	1
		英語B-2(聴解・発話応用)	総合教育	1	必修	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データリテラシー	総合教育	1	必修	1
		データサイエンスとAIの基礎	総合教育	1	必修	1

【注】配当年次及び必修・選択の別は、教員免許取得のための別である。

別表3 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数
大学が独自に設定する科目	7	解剖学・生理学演習	専門基礎	2	必修	1
		看護コミュニケーション論	専門	1	必修	1

【注】配当年次及び必修・選択の別は、教員免許取得のための別である。

別表4 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	8	教職入門	専門基礎	1	必修	2
		教育学	総合教育	1・2	必修	2
		発達心理学	専門基礎	1・2	必修	1
		特別支援教育概論	専門基礎	1・2	必修	1
		教育課程論	専門基礎	1・2	必修	2
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育の理論と実践	専門基礎	2・3	必修	1
		特別活動及び総合的な学習の時間の基礎	専門基礎	2・3	必修	1
		教育方法論	専門基礎	2・3	必修	2
		生徒指導論	専門基礎	2・3	必修	1
		教育相談の基礎と方法	専門基礎	2・3	必修	1
教育実践に関する科目	5	養護実習	専門	4	必修	5
		学校看護学実習	専門	3・4	選択	1
	2	教職実践演習(養護教諭)	専門基礎	4	必修	2

【注】

(1)「学校看護学実習」の履修を必要とする場合は、科目責任者に相談すること。

(2) 配当年次及び必修・選択の別は、教員免許取得のための別である。

別表5 教育職員(養護教諭一種)免許状課程 養護に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数
衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	疫学	専門基礎	2	必修	2
		公衆衛生学	専門基礎	1	必修	2
学校保健	2	公衆衛生看護学概論	専門	1	必修	2
		ヘルスアセスメント論	専門	3	必修	1
		小児看護学概論	専門	2	必修	1
養護概説	2	養護概説	専門基礎	2・3	必修	2
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康教育・保健指導論	専門	2	必修	1
		臨床心理学概論	専門基礎	1	必修	1
栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学	専門基礎	1	必修	1
		成人看護学方法論Ⅱ (慢性期看護)	専門	3	必修	2
解剖学・生理学	2	解剖学Ⅰ (運動器系・内臓系・循環器系)	専門基礎	1	必修	1
		生理学Ⅰ(植物性機能)	専門基礎	1	必修	1
		解剖学Ⅱ(内臓系・神経系)	専門基礎	1	必修	1
		生理学Ⅱ(動物性機能、内分泌)	専門基礎	1	必修	1
微生物学、免疫学、薬理概論	2	微生物学	専門基礎	1	必修	1
		薬理学	専門基礎	2	必修	1
		病理学	専門基礎	2	必修	1
精神保健	2	精神看護学概論	専門	2	必修	1
		精神看護学方法論	専門	2	必修	2
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学原論	専門	1	必修	1
		看護援助論Ⅰ(看護援助の基本)	専門	1	必修	1
		看護援助論Ⅱ(生活援助)	専門	1	必修	2
		看護過程展開論	専門	1	必修	1
		小児看護学実習	専門	3	必修	2
		基礎看護学実習Ⅰ(基礎)	専門	1	必修	1
		基礎看護学実習Ⅱ(発展)	専門	2	必修	2
		救急医学	専門基礎	2・3	必修	1

【注】配当年次及び必修・選択の別は、教員免許取得のための別である。

4) 養護実習

* 養護実習は、養護教諭免許状取得に必要な「養護に関する科目」の一部として、大学が独自に設定する実習科目に位置づけられる科目です。

教育職員免許法第5条および施行規則第66条の6に定める「教育実習科目」における教育実習とは別です。

- ・ 小学校、中学校、高等学校で3週間の養護実習を行います。
- ・ 実習の前後には事前指導、事後指導があり、合わせて**5単位**となります。
- ・ 実習は原則4年次の5～6月に、他の実習の間に行われます。
- ・ 実習校は学生自身が出身校や地元の学校に依頼することを基本とし、大学を通じて承諾を得ます。
- ・ 養護実習にかかる交通費・資料費・給食費などは自己負担です。

5) 教職実践演習

- ・ 教職（養護教諭）課程のまとめとなる科目で、4年次後期に開講されます。
- ・ 養護実習を終えた後、さらに発展的・実践的な能力を養うことを目的としています。
- ・ 看護研究や国家試験対策と並行して履修するため、時間的に厳しい時期です。効率的に学修を進める工夫が必要です。

4. 本学部保健師課程で取得する養護教諭二種免許状

- ・ 本学部の保健師課程を履修し、保健師国家試験受験資格を得るための科目を修了し、保健師免許を取得した者は、教育職員免許法に基づき、養護教諭二種免許状を申請し取得することができます。
- ・ 養護教諭二種免許状は、保健師資格を基盤として申請可能です。
ただし、二種免許状を有する現職養護教諭には、教育職員免許法第9条の5により「相当の一種免許状の授与を受けるよう努めなければならない」との努力義務が課されています。

<<申請手続きについて>>

- ・ 養護教諭二種免許状の取得には、卒業後（保健師免許取得後）に本人が都道府県教育委員会へ免許状授与申請を行います。
- ・ 申請先は、原則として本人の居住地を管轄する都道府県教育委員会です。教育委員会の担当窓口等は、申請先の自治体ホームページで確認してください。

5. 本学大学院及び科目等履修生で取得する養護教諭免許状について

1) 養護教諭一種免許状を所有している場合 ⇒ **養護教諭専修免許状**

- ・大学院で定められた科目（別表 7）を履修すれば養護教諭専修免許状を取得することが可能です。
- ・公衆衛生看護学領域や小児看護学領域の院生が免許状を取得しやすい科目設定になっています。
- ・養護実習は不要です。

2) 保健師免許を基礎資格にした養護教諭二種免許状を所有している場合 ⇒

養護教諭一種免許状のみ 養護教諭一種免許状および養護教諭専修免許状

- ・居住地の都道府県教育委員会に、卒業校（大学）の成績証明書を持参し、不足科目について相談してください。原則、不足科目を履修します。
- ・保健師免許を所有している場合、大学院で取得できるのは、養護教諭一種免許状のみ、または養護教諭一種免許状及び養護教諭専修免許状の両方を取得することが可能です。ただし、両方の免許の取得を希望される場合は、事前に指導教員と十分にご相談ください。大学院修士課程を修了するためには、科目履修のみならず修士論文作成もあるため、時間的制約を考慮し選択してください。

3) (大学を卒業し) 看護師免許のみを所有している場合 ⇒ **養護教諭一種免許状**

- ・4年制大学を卒業していない場合は、本学では、養護教諭免許状の取得はできません。
- ・4年制大学は卒業しているが保健師免許を所有せず、看護師免許のみ所有の場合は、卒業校（大学）が教職課程認定校か否かを確認してください。それにより、履修科目が異なります。居住地の都道府県教育委員会に問い合わせてください。
- ・卒業校（大学）が教職課程認定校の場合、「学校保健 2 単位」の追加履修は不要です。
- ・卒業校（大学）が教職課程認定校でない場合、「学校保健 2 単位」の追加履修が必要です。
↓
- ・本学の小田原保健医療学部の**科目等履修生**となり、別表 2～5 にある科目から追加で履修しなければならない科目を履修してください。
※本学では小田原保健医療学部のみが教職課程認定を受けています。他キャンパスにおいて同じ科目名で開講されている科目を履修しても、教職に関わる単位とは認められません。そのため、必ず小田原保健医療学部で科目履修をしてください。
- ・養護実習が必要です。
- ・養護教諭一種免許状取得に必要な科目を履修し単位を取得後、個人で居住地の都道府県教育委員会に養護教諭一種免許状を申請してください。



養護教諭一種免許状取得後⇒養護教諭専修免許状

- ・大学院の必要科目（別表 6・7）を履修します。
- ・大学院の履修科目は、小田原保健医療学部の科目履修生と同時進行で履修できます。1 年生から計画的かつ積極的に科目履修をしてください。
- ・養護教諭専修免許状取得に必要な科目を履修し単位を修得後、個人で居住地の都道府県教育委員会に養護教諭専修免許状を申請してください。
- ・両方の免許の取得を希望される場合は、事前に指導教員と十分にご相談ください。大学院修士課程を修了するためには、科目履修のみならず修士論文作成もあるため、時間的制約を考慮し選択してください。

※科目等履修生については、小田原保健医療学部学務課教務係にご相談ください。
また、参考として、2026 年度の募集要項を P. 15-16 に掲載しています。

別表6 教育職員(養護教諭専修)免許状課程 教育職員免許法等に定める基礎資格及び科目ごとの最低単位数と本学規程

根拠	基礎資格	科目ごとの最低単位数			
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	養護に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に定める科目
教育職員免許法等	修士の学位を有すること	21	28	31	—
合 計		80			
本学規程	修士の学位を有すること	—	—	24	—
合 計		24			

別表7 教育職員(養護教諭専修)免許状課程 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目名	単位数	本学開設授業科目	本学科目区分	配当年次	必修・選択の別	単位数		
養護に関する科目	47	看護学研究法Ⅰ(質的研究)	専門科目	1	選択必修	2		
		看護学研究法Ⅱ(量的研究)	専門科目	1	選択必修	2		
		看護教育論	専門科目	1	選択必修	2		
		看護コンサルテーション論	専門科目	1	選択必修	2		
		看護クオリティマネジメント論	専門科目	1	選択必修	2		
		小児看護学講義【修士】Ⅰ(小児看護の基礎)	専門科目	1	選択必修	2		
		成人看護学講義【修士】Ⅰ(基礎理論)	専門科目	1	選択必修	2		
		精神看護学講義【修士】Ⅰ(治療的介入技法)	専門科目	1	選択必修	2		
		公衆衛生看護学講義【修士】Ⅰ(公衆衛生看護の対象とプロセス)	専門科目	1	必修	2		
		小児看護学講義【修士】Ⅱ(看護実践の探究)	専門科目	1	選択必修	2		
		小児看護学演習【修士】Ⅰ(研究手法)	専門科目	1	選択必修	2		
		小児看護学演習【修士】Ⅱ(事例分析)	専門科目	2	選択必修	2		
		精神看護学講義【修士】Ⅱ(精神保健医療福祉制度)	専門科目	1	選択必修	2		
		公衆衛生看護学講義【修士】Ⅱ(支援の施策化)	専門科目	1	選択必修	2		
		公衆衛生看護学演習【修士】Ⅰ(支援技術)	専門科目	1	選択必修	2		
		公衆衛生看護学演習【修士】Ⅱ(評価について)	専門科目	2	選択必修	2		
		修士課程のための研究法入門	共通科目	1・2	選択必修	2		
		疫学概論	共通科目	1・2	選択必修	2		
		統計学入門	共通科目	1・2	選択必修	2		
		災害医療論	共通科目	1・2	選択必修	2		
		ボランティア論	共通科目	1・2	選択必修	1		
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		臨床心理学概論	共通科目	1・2	選択必修	2
				教育学概論Ⅰ(基礎)	共通科目	1・2	選択必修	2
教育学概論Ⅱ(応用)	共通科目			1・2	選択必修	2		

【注】選択必修科目23科目から22単位選択必修。合計24単位以上修得。

6. 相談先及び関係機関

1) 学部の教職（養護教諭）課程に関する相談

小田原キャンパス

○履修に関する相談…学務課 教務係

○学生相談…看護学科 養護教諭課程領域 担当教員

2) 大学院の教職（養護教諭）課程に関する相談

東京赤坂キャンパス 事務部 教務担当

3) 養護教諭免許状の申請及び履修科目に関する相談

居住地 都道府県教育委員会

各自治体のホームページで担当部署や連絡先を確認

7. 養護教諭への就職

<公立学校への就職>

- ・都道府県や政令市の教育委員会が教員採用試験を実施します。その試験を受験し合格したら、その自治体の学校で養護教諭（正規採用職員）として公立小・中・高等学校に勤務します。
- ・就職を希望する自治体のホームページで、採用試験の科目や内容、開催日などを確認してください。
- ・近年、教員採用試験の実施時期・方法、内容等が大きく変化しているため、こまめに関心のある自治体のホームページを確認してください。
- ・採用試験開催日が異なる自治体があることや、学部3年生から受験することができる自治体が増加したことから、受験機会の増加が期待できます。
- ・教員採用試験に不合格の場合は、各自治体の教育委員会に講師登録をし、採用があった場合は、養護教諭（臨時的任用等講師）として勤務します。養護教諭（臨時的任用等講師）や社会人経験が一定期間あると、教員採用試験の科目数が少なくなる自治体もあります。
- ・看護師免許を所有する場合、教員採用試験で加点になる自治体もあります。

<私立学校への就職>

- ・私立学校では、各学校法人が独自に採用を行います。

公立学校も私立学校も、採用方法や時期は年度ごとに異なるため、最新情報をこまめに確認してください。

※教員採用試験対策は早期に開始することをお勧めします。

教員採用試験対策について、希望学生を対象に養護教諭課程領域 担当教員が相談・支援を行います。

8. 国際医療福祉大学教育職員（養護教諭一種、養護教諭専修）免許状課程履修規程

（目的）

第1条 この規程は、国際医療福祉大学学則第43条の2及び国際医療福祉大学大学院学則第10条の2の規定に基づき、教育職員免許状（養護教諭一種免許状、養護教諭専修免許状）課程（以下「教職課程」という。）の履修について必要な事項を定めることを目的とする。

（教職課程の履修）

第2条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修登録届を所定の期限までに教務事務主管課に提出しなければならない。

（免許状取得のための要件）

第3条 養護教諭一種免許状取得のための要件（最低修得単位数等）及び本学が規定する履修方法は、別表1のとおりとする。

2 養護教諭専修免許状取得のための要件（最低修得単位数等）及び本学が規定する履修方法は別表6のとおりとする。

（養護教諭一種免許状取得のための教職課程の授業科目の履修）

第4条 養護教諭一種免許状取得のための教職課程の授業科目については、別表2から別表5により履修しなければならない。

2 「養護実習」を履修登録するためには、1・2年次に「教育の基礎的理解に関する科目等」を14単位以上履修していなければならない。

（養護教諭専修免許状取得のための教職課程の授業科目の履修）

第5条 養護教諭専修免許状取得のための教職課程の授業科目については、別表7により履修しなければならない。

（教職課程履修費等）

第6条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修費を所定の期限までに納付しなければならない。

2 その他、教職課程の履修にあたって必要な費用が生じた場合は、所定の期限までに納付しなければならない。

（教職課程委員会）

第7条 教職課程の運営に関する事項の審議は、国際医療福祉大学教職課程委員会（以下「教職課程委員会」という。）において行う。

2 教職課程委員会については、別に定める。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、教職課程の運営に必要な事項については別に定める。

(主管)

第9条 この規程にかかる事務の執行は、東京赤坂キャンパス及び小田原キャンパスの教務事務担当部署が主管するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会の承認事項とする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、平成22年度入学生は、履修費及びその他教職課程の履修にあたって必要な費用は免除する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7（2025）年4月1日から施行する。